

倉敷市立倉敷第一中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ認知件数は年間10件前後で推移している。下級生での発生が多く、上級生になるに従って減少している。時期は、新学期始め、GW 明け、冬休み明けに多い。学校生活において、ほんの些細な行き違いや事柄が生徒間トラブルの原因となっているものがほとんどである。携帯アプリ、ライン等、携帯電話が原因になることが多い。現在、生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するために、他の分掌組織とも連携し学校をあげた横断的な取り組みを推進する。また、いじめ防止の取り組み・早期発見・適切な対応のための教職員研修の充実を図るとともに、生徒との人間関係を構築できるよう努める。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会のメンバー構成を工夫し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取り組みを行う。
 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために各学期にアンケートを実施し、教育相談週間との連携がとりやすいよう実施時期の工夫を行い、得られた情報を教職員間で共有する。
 〈重点となる取組〉
 ・全教員を対象に「いじめ対策委員会」の運営内容や、いじめの予防・早期発見・手立てなどを確認し、事例研究やカウンセリング研修等の実践的な内容の校内研修を行う。
 ・いじめについて考える週間において、生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 ・生徒のスマートフォン・インターネット等の利用実態を踏まえ、全校生徒に対して情報モラルに関する授業や講演を毎年計画的に実施する。
 ・生徒の日常生活に常に寄り添い生徒の様子や人間関係の変化を敏感に感じ取り、速やかに行動・指導ができる準備をしておく。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・学校の基本方針をPTA 総会等で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA 研修会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善を図る。
 ・学校評議員等、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼をおこない、いじめの早期発見に努める。
 ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のため PTA 対象の研修会を実施する。
 ・学校便りやPTA 会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉
 ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応
 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
 ・年3回(学期ごと)開催。(週1回の生徒指導係会を含む)
 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 ・直後の職員会議で全教員に周知。緊急の場合は職員朝礼で伝達。
 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
 ・校外
 スクールカウンセラー、PTA 会長、青少年を育てる会会長、学校運営協議会委員
 ・校内
 校長、副校長、教頭、教務、生徒指導主事、生徒支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、学年生徒指導担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

〈学校側の窓口〉

・校長、副校長、教頭、生徒支援コーディネーター

〈連携機関名〉

・倉敷警察署、中島交番、倉敷少年サポートセンター、青少年育成センター

〈連携の内容〉

・非行防止教室の実施

・定期的な情報交換、連絡会議の実施

〈学校側の窓口〉

・生徒指導主事、教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

〈教員研修〉

・教職員の指導力向上のための研修として、外部講師を招き、講演やロールプレイングによりカウンセリングについての研修会を行う。

〈生徒会活動〉

・いじめについて考える週間において、生徒会主催による生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みをする。

〈居場所づくり〉

・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

〈情報モラル教室〉

・ネット上でのいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を行う。

② 早期発見

〈実態把握〉

・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

・開かれた教育相談の場として、教育相談ポストを職員室前の渡り廊下に常設する。

・生活ノートを利用することにより、生徒・保護者との悩み等の情報交換・収集を行う。

・生徒の日々の活動の場に教職員が常に入り、生徒の様子や変化を見逃さないように努める。

〈相談体制の確立〉

・教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、すべての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴え、相談できる体制を整える。

〈情報共有〉

・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間で情報共有できる体制をつくる。(週1回の生徒指導部会、職員朝礼等)

〈家庭への啓発〉

・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見るためのポイントを載せたパンフレット等を配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対応

〈いじめの有無の確認〉

・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の確認を行う。

〈いじめへの組織的対応の検討〉

・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

〈いじめられた生徒への支援〉

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

〈いじめた生徒への指導〉

・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響・責任等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

【様式2】

倉敷市立倉敷第一中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和8年度

	会議, 委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認 ○いじめ対策委員会	○学年集会 ・新しい人間関係の構築と互いの尊重		
5 月			○学級集団アセスメント(Q-U)の実施	○学級集団アセスメント(Q-U)の結果の検討と今後の対応・指導の工夫に対する研修
6 月		○いじめ防止週間(生徒会) ・標語, ポスター作製, 放送による呼びかけ等	○教育相談アンケート ○教育相談	○教育相談の結果の検討 ・必要に応じて対処
7 月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意見交換	○学年集会 ・1 学期の振り返り ○防犯教室	○いじめ実態把握アンケート ○個人懇談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
8 月		○倉敷第一中ブロック人権教育研修会		
9 月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の継続と現状把握 ○いじめ対策委員会	○学年集会 ・学校行事における集団内の協力・思いやり		
10 月				
11 月		○倉敷市西地区人権教育研究会	○教育相談アンケート ○教育相談	○教育相談の結果の検討 ・必要に応じて対応
12 月	○学校運営協議会 ・いじめ問題の実態について	○人権週間 ・人権標語, 放送による呼びかけ等 ○学年集会 ・2学期の振り返り ○防犯教室	○いじめ実態把握アンケート ○学級集団アセスメント(Q-U)の実施 ○個人懇談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 ○学級集団アセスメント(Q-U)の結果の検討
1 月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の継続と現状把握	○学年集会 ・新しい学年に向けての心の準備		
2 月	○学校運営協議会 ・今年度の報告と次年度の課題		○いじめ実態把握アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
3 月	○職員会議 ・学校としての1 年間のまとめ・反省 ○いじめ対策委員会	○学年集会 ・各学年でのまとめ・反省		

年間を通して, 行う取組

- 生徒指導部会(毎週1回, 火曜1時間目)
- 生活ノートの活用
- 心の健康観察の活用
- 教育相談ポスト